

---

中小企業の災害の対応の強化に  
関する研究会（第2回）

資料6

# 水災等の自然災害を補償する 共済の利用状況について

平成30年1月25日



全日本火災共済協同組合連合会

---

# 目次

1. 火災共済と休業対応応援共済の特徴
2. 火災共済の商品概要
3. 休業対応応援共済の商品概要
4. 契約実績
5. 販売チャネルの現状
6. 販売上の課題（アンケート調査等から）
7. 近年の支払実績
8. 近年の水災における支払実績

※ 4. 以降は非公開資料



# 1 火災共済と休業対応応援共済の特徴

		火災共済	休業対応応援共済
加入対象物件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用住宅物件</li> <li>・ 事業用物件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用物件</li> </ul>
共済金		建物等の損害額に応じた 共済金の支払	休業日数に応じた 共済金の支払
共済金の使途		建物の復旧費用	従業員の給与等の 休業時の様々な資金としての活用
共済金の 支払事由	火災、台風、雪災	○	○
	水災	△ ※補償する商品と補償しない商品あり	○
	地震・噴火・津波	× ※地震による火災のみ補償	○



## 2 火災共済の商品概要

### ①商品体系

損保の普通保険約款、店舗総合保険約款とほぼ同一の補償内容となっており、総合火災共済、新総合火災共済において水災を補償している。

	普通火災共済		総合火災共済	新総合火災共済
	普通物件	工場物件	非住宅物件	店舗等併用住宅物件
火災、落雷、 破裂・爆発	○ 時価、比例払	○ 時価、比例払	○ 時価、比例払 (80%コ・インシュアランス)	○ 新価、実損払
風災、ひょう災、 雪災	○ 時価、比例払	○ 時価、比例払	○ 時価、比例払	○ 新価、実損払
地震による火災 (地震火災費用)	○ 共済金額の5%、300万円限度	○ 共済金額の5%、2000万円限度	○ 共済金額の5%、300万円限度	○ 共済金額の5%、300万円限度
雑危険 ※車両の衝突又は接触、 水ぬれ、物体の落下、 飛来、衝突、盗難	×	○ 時価、比例払 ※盗難不担保	○ 時価、比例払 (80%コ・インシュアランス)	○ 新価、実損払
水災	×	×	○ 時価、比例払 (3段階支払、70%縮小)	○ 新価 (3段階支払、70%縮小)



## 2 火災共済の商品内容

### ②水災の補償内容(総合火災共済)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等が発生し、以下の損害を受けた場合に、共済金を支払う。

共済の対象	損害の程度		
	損害割合が30%以上	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合	
		損害割合が15%以上30%未満	損害割合が15%未満
建物 家財	① $\text{共済金額} \times \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 70\%$ (共済金額×70%または損害額×70%のいずれか低い額が限度)	② $\text{共済金額} \times 10\%$ (1事故1敷地内200万円限度)	③ $\text{共済金額} \times 5\%$ (1事故1敷地内100万円限度)
設備・什器等 商品・製品等	④ 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合 $\text{共済金額} \times 5\%$ (1事故1敷地内100万円限度)		

[水害共済金の支払対象となる事故例]

- ・台風による大雨で店舗併用住宅に床上浸水の損害を受けた。
- ・台風による大雨で事務所が地盤面より45cmを超える浸水の損害を受けた。
- ・大雨による土砂崩れで建物裏手の斜面の木が倒れ建物が半壊した。



## 2 火災共済の商品内容

### ③水災の補償内容(新総合火災共済)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等が発生し、以下の損害を受けた場合に、共済金を支払う。

共済の対象	損害の程度		
	損害割合が30%以上	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合	
		損害割合が15%以上30%未満	損害割合が15%未満
建物 家財	① 損害額 × 70% (共済金額×70%または損害額×70%のいずれか低い額が限度)	② 共済金額 × 10% (1事故1敷地内200万円または損害額のいずれか低い額が限度)	③ 共済金額 × 5% (1事故1敷地内100万円または損害額のいずれか低い額が限度)
設備・什器等 (特約)	④ 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合 共済金額 × 5% (1事故1敷地内100万円または損害額のいずれか低い額が限度)		

※共済価額・損害額は再調達価額が基準となります。(総合火災共済に新価特約を付帯した場合も同様)

※設備・什器等については特約を付帯することにより補償の対象となります。商品・製品等は補償の対象外です。

※契約時に臨時費用共済金の補償ありを選択した場合、上記の水害共済金×10% (1事故1敷地内100万円限度)をお支払いします。



## 2 火災共済の商品内容

### ④水災補償契約の契約例、支払例

#### 水災補償あり・なしのご契約例

共済金額20,000(千円) 共済対象建物 構造級別2級の場合

##### ○掛金(年間)

	普通火災(水災補償なし)			総合火災(水災補償あり)		
	岩手県	東京都	福岡県	岩手県	東京都	福岡県
事務所	23,000円	19,200円	60,600円	27,000円	23,200円	64,600円
飲食店	42,600円	38,800円	80,200円	46,600円	42,800円	84,200円

※掛金は都道府県、建物の構造によって異なります。

#### ポイント

- ・建物の評価額に基づいて共済金額を設定します。
- ・小売業・卸売業・サービス業等の店舗、事務所(併用住宅も含む)、製造業の作業場等の事業用建物も引受対象です。
- ・業種によって共済掛金が変わることがあります。

#### 水災による共済金のお支払い例(上記の総合火災契約の場合)

- ①建物の損害割合が50%(損害額1,000万円)の場合 → 700万円のお支払い
- ②地盤面より45cmを超える浸水で損害割合が20%の場合 → 200万円のお支払い
- ③地盤面より45cmを超える浸水で損害割合が10%の場合 → 100万円のお支払い

※上記の支払例は共済金額と共済価額が同額の場合です。  
※②の支払例は1事故1敷地内200万円が限度となります。  
※③の支払例は1事故1敷地内100万円が限度となります。

#### ポイント

業種によって、支払方法および支払限度額が変わることはありません。



### 3 休業対応応援共済の商品内容

#### ①特徴、補償内容

#### 休業対応応援共済の特徴

- 中小企業・小規模事業者のリスクファイナンスのために全日本火災共済協同組合連合会が開発した共済です。
- 火災、台風、雪災などの災害だけでなく、地震リスクにも対応します。
- 共済金は、事業再開するまでの、従業員への賃金の支払い、復旧までの当座の資金などに充当できます。
- 製造業の作業場や小売業、卸売業、サービス業等の店舗等の「事業用建物」を対象としています。

#### 補償内容(共済金のお支払いとなる災害)

以下の災害によって建物が損害を受けた結果、事業再開するまでの休業日数に対し、約定日数を限度に「約定日額(粗利益日額の70%)×休業日数」を共済金としてお支払いします。

- 地震 ●噴火 ●津波 ●火災 ●水災 ●風災 ●雪災 ●ひょう災 ●落雷
- 漏水等による水濡れ ●建物外部からの物体の落下、飛来、衝突 ●盗難による建物の損壊等

#### <共済金のお支払いとなる例>

- ・地震で基礎や壁の一部が壊れ、20日間休業し、営業を再開した。
- ・火災で建物が全焼となり、半年後に近所の空店舗に移転し、事業再開した。
- ・ゲリラ豪雨により川が溢れ、店内に溢れた水が浸入し床上浸水。14日間は仮設営業し、その後通常営業を再開した。
- ・給排水管の破裂により内壁などが水濡れ。6日間休業し、営業を再開した。

#### 【共済金のお支払いには以下の要件を満たす必要があります】

- ・原則、事業再開をした場合に、共済金をお支払いします。
- ・全損の場合、全損認定後の事業再開状況に応じて、3回に分けて共済金をお支払いします。  
第1回目契約金額の30%、第2回目契約金額の20%、第3回目契約金額の50%  
※事業再開を断念した場合には、第3回目のお支払いは行いません。
- ・一部損の場合、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。





### 3 休業対応応援共済の商品内容

### ②契約例、支払例

#### ご契約例

年間売上高4,800万円(粗利年額1,800万円粗利日額6万円)の婦人服小売業者の場合

#### ○ご契約内容

約定日額(契約金額)	4万円
全損約定日数	150日
一部損約定日数	60日

#### ○掛金(年間)

	新潟県	東京都	大阪府
耐火	22,968円	49,200円	31,844円
非耐火	35,104円	80,592円	44,784円

※掛金は都道府県、建物の構造によって異なります。

#### ポイント

- ・建物が全損の場合は600万円、一部損の場合は日額4万円×休業日数(60日限度)が補償されるプランです。
- ・契約金額、休業の限度日数は、自由に設定できます。(ただし、規定により加入できる契約金額、限度日数に制限があります。)
- ・業種によって共済掛金が変わることはありません。

#### 共済金のお支払い例(上記のご契約の場合)

○地震で建物が全損となり、1年以内に事業再開した場合 → 600万円のお支払い

○台風で建物一部損となり、70日後に事業再開した場合 → 240万円のお支払い

※一部損の場合、日額4万円×60日=240万円が限度となります。

※全損・・・損害額が建物の評価額の80%以上

一部損・・・損害額が建物の評価額の80%未満

#### ポイント

建物の所在地、災害の種類によって、支払限度額が変わることはありません。

～共済金の使い道は多岐にわたります～休業時の様々な資金としての活用ができ、事業再開を応援します！

○従業員への給与

○仕入先への代金の支払

○仮設店舗への移転費用や諸費用

○機械などのリース費用

○個人事業主の生活費

○営業再開の案内状や広告(チラシ)作成等

